

## 公的資金補償金免除繰上償還について

公的資金（財政融資資金、簡保資金、公営企業金融公庫資金）は繰上償還を行う場合、借入時の契約により繰上償還時に一定額の補償金 支払い予定利息相当額 を支払う必要があります。

しかしながら、低金利が続いたこと等を背景に地方団体から高金利の負担に対し軽減を求める声が高まりました。その結果、財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定した地方自治体を対象に、公的資金の補償金を免除した繰上償還を認める制度が、平成 19 年度から 3 年間の臨時財政措置として創設されました。

本市においても、公債費の負担を軽減するため、当該制度を活用することとなりました。そのために、国の定めた様式により財政健全化計画及び公営企業経営健全化計画を策定し、承認されましたので、当該計画を公表します。

なお、当該計画につきましては、国への提出（平成 19 年 10 月）時点で作成したもので、今後公表される計画等と計数等が相違する場合があります。